

介護保険施設・事業所開設者 殿  
高齢者福祉施設開設者 殿

富山県厚生部高齢福祉課長

### 新型コロナウイルス感染防止等の徹底及び利用者への対応について

新型コロナウイルス感染症については、東京都をはじめ都市部で感染者数が急増しており、県内においても、感染者が増加している状況です。こうした状況を踏まえ、感染拡大防止に向けて、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡)等に基づき、適切なお対応をお願いしているところです。

一方で、発熱等の症状が認められないにも関わらず、利用者及びその家族等が県外への訪問(滞在)歴があることのみをもって、利用を一方向的に拒絶されたとの相談がよせられています。このような対応は適切ではなく、当該利用者、ご家族及び居宅介護支援事業者等とよくご相談の上、対応いただきますよう、念のため周知します。

なお、県外から転居された方も含めて、発熱や風邪の症状等がみられる場合は、直ちに利用を控えていただくとともに、速やかに、最寄りの帰国者・接触者相談センターに相談いただきますようお願いいたします。

【参考：「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省事務連絡)(抄)】

社会福祉施設等(通所・短期入所等のサービス)における感染防止に向けた対応について

#### 1. 感染防止に向けた取組

##### (3) ケア等の実施に当たっての取組

(送迎時等の対応等)

- 社会福祉施設等の送迎に当たっては、送迎車に乗る前に、本人・家族又は職員が本人の体温を計測し、発熱が認められる場合には、利用を断る取扱いとする。
- 過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは同様の取扱いとする。なお、このような状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意すること。